

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人等二八名弁護人渡辺泰敏の上告趣意第一点は、公職選挙法二五二条一項三項の違憲をいうが、同条が憲法一四条、四四条に違反しないことについては、昭和二九年（あ）四三九号、同三〇年二月九日大法廷判決の示すとおりである。同第二点は、量刑の非難で、刑訴四〇五条の上告理由に当らないし、また、記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和三〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	三	郎
裁判官	入	江	俊	郎